

A特に重要なのは被害を受けた労働者への配慮

最近、カスタマー・ハラスメント（カスハラ）の問題がよく話題になっていますが、会社としてはどのような対策が必要なのでしょうか。

労務 Q&A

第288回

カスハラが問題になっているが会社に必要な対策は

解説 このところ社会問題にもなつてゐるカスハラは、パワーハラスメント（パワーハラ）と違い、必ずしも直接的な法的防止義務がありませんが、対応を誤るといろいろな難しい問題が生じますので、十分注意する必要があります。

令和元年の労働施策総合推進法の改正により、職場のパワーハラ防止措置が事業主の義務となり、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する雇用管理上講ずべき

き措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）が示されました。この中で、カスハラについても、顧客等から労働者が受けた暴行、脅迫、暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為に関し、事業主は相談に応じ、適切に対応するための体制を整備することが望ましいとする旨が定められました。これを受け、厚労省は令和4年、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を作成、公表しました。

対応体制の整備にあたっては、相談対応者を決めておくこと、相談窓口を設け周知すること、相談対応者は相談の内容や状況に応じて適切に対応することなどが大切だとされています。
あわせて、カスハラ対策では特に、被害を受けた労働者への配慮が重要です。なぜならば、事業主は労働契約法第5条により、労働者を健康で安全に働くべき安全配慮義務を負つており、これを怠れば、労働者が顧客対応による過重負担のため健康を損ねた場合には、損害賠償責任を追及されることになります。特に、厚労省は昨年、精神障害の労災認定基準を見直し、業務による心理的負荷評価表に具体的な出来事としてカスハラを追加していますが、先日の報道では、カスハラによる労災認定は昨年度すでに52件に上ったといいます。労災認定は事業主の責任が明らかだということから、損害賠償請求に結び付きやすいので要注意です。

また、カスハラは、傷害罪、脅迫罪、強要罪、名譽毀損罪、侮辱罪、業務妨害罪などの刑法や軽犯罪法に抵触する可能性があるため、悪質な事案の場合は警察に相談することも必要です。よくある執拗な土下座の強要などは強要罪（刑法第223条）に該当する場合がありますので、労働者を守るためにも毅然とした対応が求められるでしょう。